

# 支える会ニュース

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2  
TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861  
e-mail: sasaerukai@20jyosaiban.net  
http://www.20jyosaiban.net/  
郵便振替 00170-7-386997 郵政20条裁判を支える会

# 非正規差別を許さない 最高裁判決をかちとろう！！

郵政20条裁判は東西二つの裁判とも最高裁で争われています。上告以降、原告側はそれぞれ上告受理申立理由書を提出し、主に高裁判決の敗訴部分に対する主張を行ってきました。被告・会社側も上告受理申立理由書を提出し、これに対して、原告側は東日本裁判では7月31日、西日本裁判では8月9日にそれぞれ「相手方への反論書」を提出してきました。

会社側の主張は最高裁においても高裁判決での会社側敗訴部分を「誤り」とする根拠として、相変わらず「長期雇用に対するインセンティブの付与」、「有為な人材の確保・定着」を繰り返すだけです。「有為人材確保論」はすでに昨年6月のハマキョウレックス、長澤運輸事件の最高裁判決でも採用されておらず、苦し紛れの主張と言わざるを得ません。非正規労働者の格差是正を目的に「働き方改革」、「同一労働同一賃金」が国の政策として進められたなかで、郵政においても18春闘以降、正社員の「不利益変更」というマイナス部分はあるものの、制度改正という形で非正規の手当、休暇の一定の「処遇改善」が行われてきま

した。会社側の主張はその実態にも背くものであり、自己矛盾に陥っています。

非正規が約4割という雇用社会のなかで、「働き方改革」、「同一労働同一賃金」、そして均衡・均等待遇に背を向けるような最高裁判決は許されません。非正規というだけのいわれなき差別を許さない最高裁判決を勝ちとっていきましょう。



## 9・19最高裁要請行動に結集しよう！

東京地評争議支援総行動が9月19日(木)、行われます。郵政ユニオンはこの行動にエントリーしました。行動本体のとりくみとして日本郵政本社前集会(14:55~15:20)を行い、合わせて「要請コース」として最高裁判所への要請行動をとりくみます。最高裁要請行動は上告後、初のとりのりくみであり、多くのおみなさんの結集をお願いします。

## ◇9・19最高裁判所要請行動◇

- 集合時間 10:30 最高裁西門
- 要請行動 11:00~11:30  
(入室者は17人)
- 要請行動の前後に小集会を予定しています。

# たたかいの成果を活かす！ 郵政ユニオンが労契法 20 条に基づき、 非正規組合員 188 人への手当等の 支払いを求める要求書を提出



郵政ユニオンは日本郵便とゆうちょ銀行 2 社に対し、「労働契約法 20 条に基づき、手当等の支払いを求める要求書」を 8 月 20 日、提出しました。この要求は、東京・大阪高裁判決で 20 条に違反し、不法行為と認定された手当と休暇の損害賠償の効力が東西 11 人の原告にしか及ばないことから、原告らと同様に働く非正規労働者にも損害賠償の支払いを求めたものです。判決では法律上の時効は 3 年の枠のなかですが、経営判断としてそれを上回ることは妨げないものであり、20 条が施行された 2013 年 4 月からの損害分の支払いを求めました。最も特徴的なことは郵政ユニオンに所属する非正規の組合員 188 人（日本郵便 187 人、ゆうちょ銀行 1 人）の名前を記載し、それぞれ住居手当、年末年始勤務手当、扶養手当、夏期・冬期休暇及び病気休暇の賃金相当額、祝日割増賃金、賞与の差額分の支払いを求め

たことです。20 条裁判というたたかいの成果を活かすとりくみがはじまりました。しかし、残念ながら会社がこの要求に対し、誠意を持って応えてくるとはけして思えません。地裁及び高裁時の 2 回の要求に対しても「要求には応じられない」と回答してきました。

今回、要求書の提出と合わせて、2 会社に対し、差額及び損害の支払いを求める催告書を内容証明で郵送しました。催告書は「裁判上の請求」を前提に損害賠償請求の消滅時効 3 年を停止するためのものです。組合要求に全く前進がない場合は 6 ヶ月以内に新たな 20 条裁判＝第二次提訴のとりくみを予定しています。多くのみなさんがこのとりくみに注目してください。そして、圧倒的なご支援をお願いします。



## ◆会費・カンパのお願い◆

「労働契約法 20 条裁判をたたかう郵政原告団を支える会」

新規加入・継続・カンパ等ご協力いただける方は、住所・氏名を明記のうえ、下記へ送金願います。

年会費 個人 1 口 1000 円

団体 1 口 3000 円

郵便振替口座 00170-7-386997

「郵政 20 条裁判を支える会」

# 同一価値労働！同一賃金！

## みんなの力で非正規差別をなくそう

2014年5月6日と東西で正社員との格差是正を求め12人の非正規労働者が裁判に立ち上がりました。2013年4月に施行された「期間の定めのあることによる不合理な労働条件を禁止」した、労働契約法20条を活用したこの裁判は、郵政で働く19万人の非正規労働者の格差是正にとどまらず、2000万人にも及ぶ全国の非正規労働者の処遇改善、均等待遇実現に大きな影響を与える裁判です。

非正規労働者の未来のためにも、絶対に負けれない闘いです。

2014年11月30日、郵政非正規労働者の闘いを支援することを目的に

### 労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会

を結成しました。20条裁判は、“勝っても負けても10年戦争”と長期戦は必至であり、その闘いを支える財政の確立が必要です。つきましては、多くの皆様に「支える会」に入会して頂き、闘争財政への支援にご協力いただきますよう心から訴えます。

2014年11月

労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会

共同代表 西谷 敏 (大阪市立大学名誉教授)

竹信三恵子 (ジャーナリスト・和光大学名誉教授)

宮里 邦雄 (日本労働弁護団前会長)

◇会費 (1年間) のご案内 個人会員—1口 1,000円 団体会員—1口 3,000円

◇会費の振込先 のご案内 郵便振替口座 「00170-7-386997」

加入者名 「郵政20条裁判を支える会」

◇連絡先のご案内

〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2 郵政20条裁判を支える会

TEL: 03 (5974) 0816 FAX: 03 (5974) 0861

「支える会」の詳細ホームページ【 郵政20条裁判 】で検索 HPからも加入手続きできます

E-mail : [sasaerukai@20jyosaiban.net](mailto:sasaerukai@20jyosaiban.net)

ニュースはメール配信いたします。web閲覧できないかたには、郵送させていただきますが、送料節約のためなるべくパソコンやスマートフォンで閲覧できるアドレスの記載をお願いいたします。

キリトリ

### 労働契約法20条をたたかう郵政原告団を支える会 入会申込書

■ 入会年月日 年 月 日 ■ 会費 円 (カンパ 円)

※領収書が必要な場合は右記 ( ) 内に○をつけてください 領収証 ( )

氏名		電話番号	
ご住所	〒		
E-mail			